

寿都湾

☆ 議会だより

No. 158 平成25年8月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

平成25年 第2回定例会

平成25年第2回定例会は、6月18日招集され、町長の行政報告の後、報告1件、意見案2件、条例の改

正1件、規約の改正2件、単行議案7件、補正予算2件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

行政報告

概数を報告いたします。



片岡春雄 町長

平成24年度寿都町一般会計及び各特別会計の決算について、5月31日に出納閉鎖いたしましたので、その

■一般会計

○歳入

○歳出

○歳入

○歳出

○歳入

○歳出

○歳入

○歳出

■後期高齢者医療特別会計

○歳入

○歳出

○歳入

○歳出

○歳入

○歳出

○歳入

○歳出

■国民健康保険事業特別会計

○歳入

○歳出

○歳入

○歳出

○歳入

○歳出

○歳入

○歳出

■介護保険事業特別会計

○歳入

○歳出

○歳入

○歳出

○歳入

○歳出

○歳入

○歳出

通り線改良事業の一般財源の10万円。この繰り越す財源が含まれているため、この額を差し引いた実質収支額は、2千906万8千円になります。

国民健康保険事業特別会計

歳入 5億3千200万4千円

歳出 5億2千72万9千円

歳入 1千127万5千円

歳出 5千33万8千円

歳入 5千12万円

歳出 21万8千円

歳入 4億2千207万7千円



7月13、14日に寿都神社例大祭が開催されました

○歳 出

4億2千11万6千円
○差引額及び実質収支額

196万1千円

■簡易水道事業特別会計

○歳 入

1億5千102万6千円
○歳 出

1億4千934万2千円
○差引額及び実質収支額

168万4千円

■公共下水道事業特別会計

○歳 入

2億6千28万4千円
○歳 出

2億5千629万5千円
○差引額及び実質収支額

398万9千円

■風力発電事業特別会計

○歳 入

4億3千743万円
○歳 出

4億2千944万5千円
○差引額及び実質収支額

798万5千円



以上の各会計の決算については、係数整理の上、監査委員の意見を付して議会に提出いたします。

次に、政府から要請のあ

りました地方公務員の給与削減につきまして、その対応を報告申し上げます。

この度、政府から日本の再生に向けて、当面の対応策として平成25年7月から平成26年3月までの期間に限って、国家公務員の給与削減に合わせ、地方公務員の給与についても削減措置を講ずるよう要請があったところです。また、政府は、国家公務員並みへの給与引き下げを前提とした地方交付税の減額を行うことを決定しております。

本町においては、三位一体改革で、地方交付税が大幅に削減され、行財政改革を行わなければ行政運営ができないことから特別職、議会議員、職員の給与削減や事務事業の見直しなどを行い、また、町民の皆様にも負担をお願いするなど行財政改革を実施してきております。

過去5年間にわたり、約1億2千7百万円の職員給与の削減を独自に行ってきたておりますし、特別職及び議会議員の給与につきましては、今も削減を継続している状況にあります。

今回の地方交付税の減額の本町への影響額は、試算では約2千1百万円程にな

る見込みであり、町財政への影響は少なからずありますが、これ以上の削減は、地域の活力や職員の士気の低下が懸念されるところであり、地方公務員の給与は、自治体が自主的に決めるものであり、このような情勢等を勘案し総合的に判断いたしまして、職員の給与削減は行わないことといたしました。

審議した案件

報告

◆平成24年度寿都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

平成24年度事業のうち次の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越を行ったもの。

(第213条Ⅱ歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。)

【龍洞院通り線改良事業】

道路延長100m、工期は11月末を予定しており、事業費の5千210万円を平成25年度へ繰越したことの報告で



す。

条例の一部改正

◆寿都町道路占用料徴収条例の一部改正・原案可決

道路施設工令の改正に伴い、道路の占用対象物件として太陽光発電設備、風力発電設備及び津波避難施設が追加されたことに伴い、占用料徴収条例にこれらを追加したものです。

規約の改正

◆北海道市町村総合事務組合規約の変更・原案可決

◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更・原案可決

両組合とも、新規に団体が加入することに伴い、規約を変更するものです。
・新規加入団体名Ⅱ北空知圏学校給食組合

単行議案

◆寿都町過疎地域自立促進市町村計画(平成22年度、平成27年度)の変更・原案可決

「寿都町過疎地域自立促進市町村計画」に、「配水管敷設事業」と「スクールバス購入事業(1台)」を追加するものです。

「配水管敷設事業」は、渡島地区の旧森林管理所跡地を宅地開発・分譲するにあたり配水管敷設工事を行なうもので、「スクールバス購入事業(1台)」は寿都中学校のバスを老朽化のため更新するものとするものです。

この計画変更によって過疎対策事業債の借入れが可能になります。

◆湯別辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定・原案可決
辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づ

き、湯別辺地の総合整備計画を平成29年度までの5年間の期間、策定するものです。

計画では、下水道の合併処理浄化槽を整備し、平成29年度までの事業費は850万円になります。

この計画策定により、辺地対策事業債の借入れが可能になります。

◆歌棄辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更・原案可決

平成21年度に策定した歌棄辺地の総合整備計画を変更するもので、国道229号線の道路拡幅に伴う水道配水管の布設替えを行なうために計画の変更を行うものです。

この計画変更により、辺地対策事業債の借入れが可能になります。

◆寿都町の区域内に新たに生じた土地の確認・原案可決

◆寿都町の字の区域の変更・原案可決
第3種寿都漁港整備に伴う公有水面埋立工事により、新たに生じた土地の確認と編入する区域を大磯町にするものです。

◆林業専用道（規格相当）

磯谷幌別川線開設工事請負契約・・・原案可決

林道の磯谷幌別川線開設工事 延長3千500m 車道幅員3mの請負契約を行なうものです。

契約の方法

指名競争入札

契約の金額

5千964万円

契約の相手方

寿都町字矢追町595番地2株式会社 蛇沢組

代表取締役 蛇沢 仁

工期 平成25年12月10日

◆寿都診療所電子カルテ

サーバー等の取得・・・

・・・原案可決

診療所の電子カルテサーバー、基本ソフト、パソコン等を更新するものです。

契約の方法 随意契約

契約の金額

1千150万4千10円

契約の相手方

東京都渋谷区神宮前

1丁目5番1号

セコム医療システム

株式会社

代表取締役 布施 達朗

納期 平成25年9月30日

補正予算

◆寿都町一般会計補正予算

（第3号）・・・原案可決

住宅リフォーム助成事業の追加及び体育館建設事業など、予算額に

8億1千6万円を追加し、総額48億4千42万3千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費（ふるさと振興基金及び水産振興基金の積立ほか） 119万7千円増

・土木費（住宅リフォーム助成事業） 200万円増

・教育費（体育館建設事業など） 8億686万3千円増

◆寿都町公共下水道事業

特別会計補正予算（第1号）・・・原案可決

今後の公共下水道長寿命化計画調査費及び下水道汚泥処理方法を含めた事業認可変更を実施するための委託費の追加など、予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、総額2億6千980万円とするものです。

意見書可決 関係大臣等へ送付

第2回定例会で1件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

◆70歳から74歳高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める意見書

2008年から予定されていた70歳から74歳までの高齢者の医療費窓口2割負担は、当初から高齢者の生活を考慮して凍結されてきました。しかし、この間厚生労働省は2割負担実施の方向を打ち出しています。2013年4月からの実施は見送られるようですが、2014年1月実施とも4月実施とも言われています。

高齢者は年金が下がる中で、国民健康保険料（税）、介護保険料などの負担は上がり、大変厳しい生活を余儀なくされています。生活費節約のため食費を削る家庭も少なくありません。高齢者は当然のことながら医療の必要性も高く、「70歳になれば負担が軽くなる」と心待ちにしている人も数多くいます。このようにときに窓口負担を倍増させることは、医療が受けられない人を増やし、重傷者の増加だけでなく命にかかわる事態も増えることになりかねません。

よって、政府においては、70歳から74歳の医療費窓口負担2割へ引き上げを実施しないことを要望します。（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣



議会の傍聴はお気軽に
9月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。
(TEL 62-2511)

■質問

行政 片岡町長の4期目に対する
立起について

木村 親志 議員

ここが聞きたい

一般質問

第2回定例会での一般質問では4名の方から5項目について質問がありました。



く評価されるものであります。

町長は「みんなでつくる寿の都」をスローガンに掲げ、平成13年11月に就任されて以来3期11年7ヵ月、この激動する社会経済情勢の中、町の舵取りを担ってまいりましたが、その間さまざまな課題を解決されてきたことは、見事なことと思うところであります。

中でも就任当初には、長年の懸案事項でありました道立寿都病院の移管では、町民の思いをくみ取った中で医療体制の確立、現在社会的問題となっている過疎地域での医師不足の中、本町では町民が安心して誇れる状況となったことは、高

しかしながら、一方では、今後まだまだ大きな課題もたくさんございます。

そこで町長にお伺いしますが、本年11月に今期の任期が満了いたしますが、これまでの経験を活かし、山積する諸課題を解決し、本町の発展のためになお一層の努力を続けるご意志をお持ちでられるのかお聞かせいただきたいと思います。

●町長

私は「みんなであつくりう寿の都」をスローガンに掲げ、平成13年11月に町政を担わせていただき、早いもので11年7カ月を経過しようとしております。

この間を振り返ってみま

すと、一難去つてまた一難と、さまざまな町づくりの課題解決に、多くの方々のご支援をいただきながら、本町の発展のために全力で町制運営に取り組んでまいりました。

就任以来一番苦しく頭を痛めたのは、なんと言つても就任早々、小泉政権下での三位一体改革による地方交付税の大幅な削減と、道立寿都病院の町移管問題でありました。

この難局を乗り越えることができたのも、痛みの伴う改革方針に、町民のみなさまはじめ、町議会議員並びに町職員の協力があつたからこそできたことであり、心から感謝申し上げます。

平成21年に自公政権から民主党政権への政権交代がありました。自公政権の終盤と、民主党政権になつてからの2年間は、市町村の財政負担の少ない、有利で新しい補助制度が示されました。この有利な補助制度を見逃してはいけないとの思いから、町議会と協議

しながら、平成21年度から平成23年度にかけての3年間、集中的に公共施設の改修を行いました。これにより施設改修がこの期間に集



豊かな漁業環境を目指した藻場再生への取り組み

中し、起債残高が増えることとなりましたが、老朽化した施設はいずれ改修しなければならず、財政負担の少ない補助制度により実施できたことは、後年度の町の負担を考えた時、結果的によかったと思っております。

また、就任以来一番うれしく思ったことは、なんと言つても風力発電事業での再生可能エネルギー固定価格買取制度により、売電価格が約2倍になり、売電収益が3倍強になったことであります。風力発電事業が追い風になったことは、本町にとって大変ありがたいことであり、この事業に

チャレンジして本当によかったと思います。

今年度予算において、風力発電の恩恵を、多少ではあります。町民みなさまに還元することができました。今年の11月に3期12年の任期を迎えますが、まだまだ課題が山積しており、本町の発展のため、微力ではあります。町民みなさまのご支援をいただけるならば、引き続き町政執行の重責を担いたいとの思いを強くしているところであります。

4期目に向けては、保健・医療・福祉をはじめ、町民が安全に安心して暮らすことのできる諸施策を、今後

も継続して実施することはもちろんのこと、特に漁業振興と町民の健康づくり、観光振興に力を入れてまいりたいと思います。町の基幹産業である漁業は、漁獲量の変動や魚価の低迷、魚離れの影響など大変厳しい現状にあります。漁業の不振は、関連産業に影響を及ぼすだけでなく、他の地域産業にも大きな影響を与えます。そのためにも計画生産が可能な増養殖事業の推進と付加価値を付けるために、六次産業化の展開を図ることが必要と考えます。

また磯焼け対策として、効果が確認されている施肥事業の更なる推進を目指します。

次に健康づくりであります。町民一人ひとりが、自分の健康は自分で守るという意識のもと、健康寿命を高めることが、元気な町づくりの基本と考えます。そのためにも、住民検診、健康講座、食生活改善、運動、温泉利用など町ぐるみで健康づくりを推進します。

次に観光振興の展開であります。本町は海、山、川、温泉、歴史と、さまざまな観光素材があり、道の駅みなとま〜れ寿都の内観



みなとま〜れ寿都の内観



道外中・高生の漁業体験研修

イバーに魅力ある情報発信をしているところであります。また、体験型観光を推進している中、道内外の中・高生が漁業体験研修で本町を訪れる機会が増えてきております。5月から6月が旬の寿力キを求めて、町外から多数足を運ぶ方も増えました。寿力キは今や寿都ブランドとして消費者を魅



了するまでに成長したと思います。本町にはかきだけでなく、季節ごとに消費者を魅了する海の食材が豊富に揃っており、表現の仕方によって本町まで足を運んでもらう戦略が必要と考えられます。

また、地域産業に幅広く効果をもたらせるためには、滞在型観光を推進すると共に、関係団体と協議し、

宿泊施設を計画してまいりたいと思います。

地域産業の発展なくして、寿都町の発展はありません。「みんなでつくるう

寿の都」をスローガンに、私は将来にわたって住んでよかったですと考える元気な町づくりを継続し、全力を尽くす決意であることを申し上げます、答弁いたします。

医療

フッ化物洗口について

幸坂 順子 議員



■質問

本町では児童・生徒の虫歯予防をブラッシングの指導で行うことを、保健師・養護教諭・歯科医師の三者で申し合せ、フッ化物洗口をしてこなかった経過がありますが、ここきてその導入が進められていると聞きしました。

フッ化物洗口に使われるフッ化ナトリウムは、毒物及び劇物取締法の規定に準じた扱いをしなければならぬものです。そんな危険なものを薄めてうがいさせるのですから、第一に安全性の点で大変不安があります。間違つて飲み込んだ場合、急性中毒発症のおそれがあります。また、過剰摂取により、斑状歯(はんじょうし)別名歯腐れ病という、歯に褐色のはんてんやしみができます。骨フッ素症や化学物質過敏症なども心配されます。

第二に、有効性が従前考えられてきたより低い可能性があるということです。第三に必要性ですが、虫

歯は急性感染症ではありません。その予防方法は、フッ化物洗口を行わなくても、歯磨きの励行や食生活の改善で充分できます。

第四に学校や保育園で行うため、教師や保育士が薬剤を取り扱うことになり、安全管理の問題があります。

第五にフッ素洗口後の廃液により、水質汚濁防止法、下水道法の配水規制違反など、環境汚染のおそれがあります。

2011年1月21日に日本弁護士連合会は、集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書を提出しております。

このような問題点があるにもかかわらず、集団でのフッ素洗口が必要とお考えでしょうか。また実施する場合、※インフォームドコンセント、すなわち充分説明された上での承諾ということですが、これが父兄のみならず広く一般町民に行われる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

●町長

ご質問のフッ化物洗口の導入について、北海道は平成21年6月に北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例を制定し、歯・口腔の健康づくりに取り組んで

来しました。その結果、虫歯予防効果の高いフッ化物洗口を実施することにより、その成果が得られたことから、北海道として全市町村への導入を進めているところであります。このような

結果を踏まえ、本町も平成23年4月に策定した、寿都町歯科保健計画にフッ化物洗口を導入することで追加し、平成25年度から実施することといたしました。

ご指摘の劇薬等については、フッ化ナトリウム自体は、薬事法施行規則によるところの劇薬に相当しますが、希釈し1%以下の濃度

になったものは、劇薬指定除外品となります。フッ化物洗口に用いられる溶液は濃度の高い週1回法でも、フッ化物イオン濃度が0.09%であることから、その安全性については確認がされているところであります。

また、急性中毒の発生については、体重1kg当たりフッ化物量2mg以上の摂取

とされており、週1回法の洗口液は10mlで、その中に含まれるフッ化物量は9mgであり、小学生の体重30kgと仮定した場合、6から7人分を一度に飲み込まない限り、急性中毒量に達しません。

また、慢性中毒については、歯のフッ素症、骨硬化症であります。過量のフッ化物物を長期間継続して摂取しなければ、発生する心配はありません。

なお、本町での取り組みにつきましては、本年9月より小学校の児童にフッ化物洗口を実施することで進めており、その取り組み方については、フッ化物洗口の効果と安全性及び実施方法などについて保護者説明会を開催し、理解を求め、参加希望者に対し実施いたします。

導入年の本年は、1年生を対象に実施し、次年度以降は、新入生を順次行い学年を広げてまいります。実施回数については、週1回法で実施し、洗口液はその都度、学校薬剤師が調剤したものを学校に持ち込み、学校での薬剤の保管や、希釈する作業が生じないように取り扱ってまいります。また洗口後の洗口液の処理

については、一人当たり10mlでありますので、ティッシュを詰めた紙コップに吐き出し、燃えるゴミで処理することとしております。

いずれにしても、虫歯予防の基本は、食生活のバランスとブラッシングであり

ますが、乳幼児期・学齢期に歯の質を強くする方法としてのフッ化物洗口を導入するわけでありまして、ご理解をお願いいたします。

■再質問

フッ化物洗口についてですけれども、安全だということでした。

フッ化物洗口の流れを見てみたいと思うのですが、1930年から40年にアメリカで、フッ素が大変虫歯に有効であるということが言われて、そこから水道水にフッ素水を入れるということが始まっております。国連のWHOでも

1969年、74年、78年には、虫歯予防のためにフッ素がいいということを提言しております。

しかし70年代ころから、フッ素に対する色んな研究もされまして、その後地域性とか歴史的にも、フッ素中毒症が研究されてき

まして、そういうことで1994年、WHOは6歳未満のフッ素洗口は禁忌（してはならない）と言っております。フッ素の利用にも一定の制限をするようになりました。

1970年には日本でも、水道水にフッ素を入れたことよって、兵庫県宝塚市と西宮市で斑状歯事件Ⅱ歯腐れ病の事件が起きまして、これが裁判闘争になったりしております。

1990年代半ばからは、アメリカでも人体に対する有毒性だけでなく、環境に及ぼす影響も含めて議論が起こつてきて、今方向が変わり始めているという状況にあります。スウェーデン、ドイツ、オランダでは、フッ素の使用も中止しております。

化学物質というのは、最初は有効とされたものでも段々歴史的にいけないということが出てくるものもあります。フッ素も最初はやはり大変有効と言われていたのですけれど、今そういうような議論、毒性の問題とかが議論になってきております。

未だに日本は推進の立場でおりますので、学校教育にもそれをするようにとい

うことが言われております。インフォームドコンセント、説明のことですが、

他の地域でも安全性だけが語られているという話を聞いております。寿都の教職員の方にも、説明がされたのですけれども、取扱いの説明だけだったというよう

な話を聞いております。危険性・副作用の説明というのも含めて説明がされるというようなことが必要だと思ひます。父兄の方の説明にもぜひそういうものもきちんも含めて説明していただく。そういうことをしていただきたいと思ひます。

●町長

フッ化物洗口の説明の関係については、今幸坂議員が仰いました各国の今の流れ、そして日本の流れ、取扱いを間違つたときの副作用の説明、これはそういう説明をすることによって逆に不安になる保護者もい

らつしやるかもしれないけれども、そういう不安をおおるための説明じゃなくて、なぜ寿都町が今回取り入れたのか、そういうものも踏まえて正確な説明の中で、理解を得た保護者のお子さんに実施をしてまいりたいと考えておりますので

よろしくお願い申し上げたいと思ひます。

■再々質問

フッ化物洗口のインフォームドコンセントのことについてですけれども、私も不安をおおつて欲しいということではありませ

ん。ただやはり集団の場での実施なので、よくわからないけれども、学校でやることだからまあいいかなという父兄もいらつしやると思ひますし、それから説明が多少あつても、集団の場での説明で強制力があると思うのですよね。だからやりませんってなかなか言えないという面もあると思ひるので、その辺を充分配慮して説明していただきたいと思ひます。希望しない人には実施しないということ

●町長

をきちんとしていただけたらいいと思ひます。きつちり説明はさせていただきますし、まずこのフッ化物がすべてとは私

部分も含めてですね、説明の時には、まず基本はブラッシング、そしてより強固な歯づくりというのは、小学生の1、2、3年生が一番大事だという風に聞いておりますので、その点についてもしっかり説明させていただいて、理解をいただいた中で実施をしてまいりたいと思ひます。

（※インフォームドコンセントは患者が医師から治療法などを「十分に知らされたうえで同意」すること。医師側が患者の権利を無視して自分たちの都合だけで医療を行うことのないようにと、欧米では1960年代に確立した概念。）

幸坂 順子 議員

保育 保育所の児童受け入れ体制について



保育所の児童受け入れ体制について質問いたしました。ひとつ目に3歳未満時の受け入れについて。本町では大変喜ばしいことですが、子どもの出生数が増えています。今までの傾向としても、3歳未満児の入園希望者が多く、受け入れに苦慮しているとのこと

です。今後さらには増えると思われれます。ハードの面で受け入れは可能でも、ソフトの面で保育士の確保ができないので、受け入れが難しいとのこと

です。過去に結婚して、出産後も働き続けたいという方がいましたが、親と子が同じ保育園というのは前例がないということ、退職せざるを得ませんでした。現在





も出産で休職している方がいると聞きましたが、こういう方に働き続けてもらうことはできないのでしょうか。親子が一緒に保育所内にいるのは弊害があるというところなのですが、保育のプロ集団ですので、そこはクリアできる問題だと思います。他にも寿都に今ある人材を活用し、保育のニーズに応じていくことが必要と思いますが、いかがでしょうか。

ふたつ目に、乳児保育についてです。出産後も働き続けたいという方が増えています。また経済的にも働かなければならない方もいます。官公庁では育児休業の制度もありますが、民間では長期に休暇を取るのには難しい状況です。女性の社会参加が言われておりますが、出産後安心して子育てができる体制があつてこそ可能です。乳幼児保育実施

についての町長のお考えを伺います。

●町長

寿都保育園の現在の入園児は、5歳児12名、4歳児15名、3歳児11名、2歳児6名、1歳児6名の50名であり、保育職員6名及びパート職3名の9名で保育に当たっております。なお、保育基準により未満児担当の保育士1人が受け持てる園児は6名までとなっており、未満児の増減によって、保育士の配置を考慮することになります。本町では職員である保育士が結婚・出産後も引き続き同じ環境で勤務ができるようにしておりますし、また保育士である母親が、保育園に勤務して、子どもさんが通園することについても規制はしておりません。保育のプロであることから、親子関係の対応に問題はないと考えております。本町には保育士資格を持つた方がおりますが、育児中などの事情により、人材の活用には至らない場合もありますが、今後も引き続き保育士の確保に努め、保護者から入園希望があつた場合、速やかに入園できる体制を確保してまいります。



また、乳児保育についてであります。改築後の保育園では施設としての受け入れは可能となっておりますが、前段述べました保育士の充足にも関連してまいりますので、希望者の環境等を考慮しながら努力してまいりたいと思います。

■再質問

保育士の数が少ないというところで、なかなか受け入れが難しいということが起こっておりますけれども、今町長が仰ったことでは、子どもさんと親とが一緒に職場でも大丈夫ということだったので、それはひとつ確認しておきたいと思えます。

今保育所の職員が、正職員とパートの方とお聞きしています。やはり正職員、だ

と職員は集まりますよというの、保育関係の人の仰っていることで正職員にすること、職員が不足を補う近道だと思えます。

子育てしやすい環境を作っていくことが、子育て世代が寿都に定着していく。そういうことにも繋がっていくと思いますので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

●町長

正職員なら集まりやすいうんぬんという話は確かにそうかもしれませんが、ただ、今の全体的な財政問題を含めて、民間の幼稚園の人員費体制、公共での保育園の人員費体制も踏まえながら、決して準職員だからかなり低いという設定は、私はしてないつもりでおりますけれども、そこも理解をしていただいた中で、やはり3歳児未満が増えることによって相当の人数体制を確保しなきゃならないことになる、また人件費がかさみますので、トータル的に考えた中で、保育士さんが仕事しやすい体制も含めて、しっかり子育て支援できるように努力をしていきたいと考えてございます。

山本 喜彦 議員 行政 制度化できないか 独居老人宅等訪問



■質問

このごろ気候も安定してきたせいか、高齢者の方々の他界の話題も少なくなつて、大変結構なことかと思つています。ご存知のように本町は、高齢者指数は高いと思います。独居老人の数値も合わせてそれなりに高いと思われます。一部の独居老人の日々の生活の過ごし方を聞いてみますと、畑などで体を動かし、健康を保持しながら過ごしているとのことであり、すが、やはり寂しさを感じる、話し相手が欲しい、有事のことを考えると不安がいつぱいだということでありました。こうした傾向に対して町内会や社協では、助成を受けて、独居老人等の安否確認等を行っているようであり、私自身町内会の高齢者に対する援助の実態については把握していませんが、社協の事業の一環で、週に一度安否確認のために訪問しているようですが、ほんの数分の対応です。地域の実態については、

町内会はもとより、民生委員の方々が把握しているとは思いますが、充分とは言えないのではないのでしょうか。昨年2月でしたか、73歳の女性、独居の方が亡くなりましたが、気づくのに1週間ほど経過しての発見と聞きました。身近にいる方でさえ気づかないでいるというのが現実であります。また、ボランティアをしている方で、少人数に対応していると思いますが、それぞれ生業を持っております、回数と時間には限りがあるように思います。ボランティアの主旨に異なるようですけれども、ボランティアを募り、一定の報酬を出すことによって、私個人的には、仮称「有償ボランティア」と言っているんですが、そうすればある程度の人員を確保して、訪問頻度と安否等確認時間を増やせるのではないのでしょうか。こうしたことを制度化できないものかお尋ねしたいと思います。また、参考までに、5月

●町長

地域別で申し上げますと、政治地区から六条地区まで138人、樽岸地区で18人、湯別地区で10人、歌棄地区で19人、磯谷地区で33人という状況であります。

独居老人への対応であります。23名の方への緊急通報システムの設置や社会福祉協議会に委託し実施している週1回の訪問サービス事業は47名、社会福祉協議会が実施している給食サービス事業については週6回の利用が可能で53名の方が利用されております。合わせて保健師による戸別訪問や地域を充分把握



ご指摘の有償ボランティアにつきましても、ひとつ

の方法とは思いますが、第一になんといつても身内の方の対応が基本であり、さらに地域の方々との関わりが重要と考えます。その上でたいたいま申し上げた行政や関係機関による対応や調整が必要となるものだと思います。高齢者が住みなれた地域で安全・安心に暮らしていけるよう、地域全体で支える体制強化に努めてまいりますのでご理解をお願い申し上げます。

■再質問

今の答弁の中で、緊急通

しかしながら、人口が少
ないために事故の発見・対
応が遅れるということもあ
ります。昭和40年の前半頃
には、隣近所が和をもつて
付き合っていたように思え
ます。今日的には近所の関

係にしても、おのおのの生活域があつたり、トラブルにあつてゐるということ、で、親族、また町内会的に、合わせて民生委員等と、独居老人にかかわつてゐることが難しくなつてきてゐるように見受けられます。

私は、人材を確保して、第三者が対応することで気軽に相談・話し相手ができるのではないかと思っているのです。先般、人口構成比のピラミッドグラフをいただきました。平成7年1995年に、ピラミッドの形が橋などに架かっている擬宝珠（ぎぼし）というのですか、このような形が

こうしますと、高齢者問題にはますます重要視されていくと思うのです。ぜひ行政が網をめぐらせて、事故防止など、また諸施策を充実させて欲しいと思うのです。

最近、高齢者住宅に独居老人が入るケースも出てまいりました。終の住処として入られたのでありましてう。ただその方は耳を患っていたり、背が低かったりいろいろな条件があり、今回もある一軒を訪問した所がなかなか出てもらえなかったというようなこともありまして、ぜひ、小さなことからでも気を配っていただきたいと思うのです。ひとつの例としては、ドアに付いていますドアスコップの高さとか、それから最近では悪質訪問者もあるようです。ドアカンペンを付けるだとか、また

町長

現状での対応については、先程答弁の中で述べさせていたたい通りであります。後段の高齢者住宅の部分での利用者からの声については、再度耳を傾け不便なところについては対応してまいりたいと思っております。

ただ、人口減の中で高齢者の見守りという部分は、この地区も非常に厳しい状況になってきていることは事実であつて、ボランティアがやったらすべてそれが解決するとは私は思っておりません。現状の中で、高齢者の方も今のお住まいで生活することが一番安全なのか、今限られた戸数しか

ただ、

の住まいの中でなんとかしてくださいっていうのはもうそろそろ限界がきてるのかなとも考えますのでそれがすべてボランティアで一気に解決できるものでは私はないと思うておりますので、また議会のみなさま方ともどうすることが一番安心・安全に生活できるのかも含めて議論しながら進めさせていただきたいように思います。

■山本議員

確かに行政の限界もある
のでしようし、また地域の
資源を活用して網羅されて
るとわかりました。さりと
てまだ現実的には悩みがあ
るわけで、ぜひ行政の網を
かけられて情報収集し、上
りよい対応をしていただき
たいと思います。

行政
人口減に対する町の方策

■質問

この質問は平成21年第2回定例会で質問しており、2回目となりますが、風力発電の活用等、状況の変化により再度質問します。

先日、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、2040年までの全国

地域別の将来人口推計を発表しました。それによると道内各市町村のほとんどが人口減となっており、同じくしてわが町の人口も2040年には1千884人、2010年の3千43人に比較して約45.2%減少するとのことです。このような大幅な人口減となれば、各種産業はもとより、町づくりを進める上でいろいろな分野に影響をきたし、一自治体としてまた行政として危機的段階を迎えることとなります。人口面や若者の多さで町のにぎわいが影響されると思います。そこで、前回の質問と同様に、町長に伺います。

1. 人口減にストップをかけるための方策について、

町長はどのように考えていますか。

2. 町長は前回、ふるさととしての町の魅力を高めることや産業振興に力を注いでいながら、居住人口を増やしていきたいとのことでしたが、その経緯や今後についてお聞きします。

3. 人口減はわが町だけではなく、一自治体だけで解決することは難しいと思います。例えば近隣町村と共同して事業を起こすなど考えられると思いますが、こうした他町村との連携について、町長の考えを伺います。

●町長

国立社会保障・人口問題研究所が本年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」によりすると、市区町村別の将来推計人口では、2040年の総人口が2010年よりも多くなる自治体は、全自治体の4.8%、80自治体であり、残りの1千603の自治体が2010年より減少するとされており、

北海道におきましても、札幌市を含めすべての自治体で、2040年においては2010年より減少する見込みであり、本町におきましても、2040年の推計人口は1千884人と見込まれ、2010年を大幅に減少することが予測されております。これは、日本全体が、とりわけ、出生率の低下と高齢比率の上昇により、出生者数が継続的に死亡者数を下回るという構造的なものに起因して人口減少に向かうものとされており、過疎地においては、都市部への人口流出も加わり、大幅な減少の要因となっているものと思われま

す。

このような状況の中、1点目及び2点目の人口減に歯止めをかけるための方策とこれまでの経過や今後についてですが、前回のご質問と同様、本町におきましても、就労の場の確保が第一に重要なことから、産業振興をはじめ各種施策の相乗効果と地域の協力が不可欠であると認識しており、基幹産業の振興による生産性の向上と、地域の魅力、社会基盤を高めていくことに重点を置き、人材の町外流出を抑えながら、新たな

産業後継者づくりや人材を呼び込むことが肝要であると考えております。

これまで、産業振興、とりわけ、漁業基盤整備や藻場造成・資源増養殖など漁業生産性を高め、所得増加に繋げるための各種施策・事業のほか、第一次産業従事者のための定住促進住宅整備のほか、水産加工施設整備や観光交流事業の展開など、地域経済の活性化に努めてまいりました。また地域密着型センター整備をはじめとした住環境整備、医療・保健・福祉の充実にも力を注ぎ、安心して住み続けられる町づくりを推進しているところでございます。一方で急激な人口



減少の流れは、日本全体が抱える大きな問題であり、現在の社会構造では避けられないものと思われることから、人口減少に向かうという現実を直視し、真に豊かで幸せを感じられる社会の構築が求められ、高齢社会に適合する地域コミュニティの創成が必要とされるものと考えております。

こうしたことから引き続き産業振興に力を注ぎつつ、地域での協同態勢による「新しい公共」として中高年の健康づくりや生きがいづくり、地域で楽しい汗を流せるシステム構築を目指すなど、地元での生活維持に対する施策の充実も検討しながら、都市部への人口流出防止に努めてまいりたいと存じます。

なお3点目の近隣町村との共同事業についてはですが、それぞれに地域の特性、地域資源がある中、共通課題として例えば観光戦略など、地域力向上に繋がる取り組みなどは、産学官連携も含め積極的に連携策を探ってまいりたいと思います。

■再質問

1、2については、前回町長は産業基盤の整備をは

じめ、人材の町外流出を抑え、インターンJターンに力を入れると述べていました。基本的には就職の場が必要ということで、先程町長が言われたように、それが一番求められると思っています。

本町に来て、勤める所といえ、私が考えるには、今の段階では、福祉関係や水産加工場ぐらいしか思い浮かばないわけですが、農業や漁業となれば担い手の育成など、他市町村から来る人はなかなか即従事することは困難な状況だと思います。そのためには、都会や他市町村からの受け入れ態勢をしっかりとしなければならぬし、行政がやるべきこと、行政にしかできないことがあると思います。

例えば、農業であれば条例の整備等により、農地や機械の提供や住宅の整備などか働きやすい環境づくりなど他市町村の農業モデル地区をインターネット等で検索すれば、ユニークでいろいろなやり方があると思います。

また企業誘致の問題ですが、企業誘致のためPR活動も必要でないかと思いますが、これらについて、町長の思いをお聞か

せ下さい。

3. 人口減に限らず町のにぎわい等、活性化するためには、一町村だけでは財源的にも制約されることから、近隣町村にも声をかけ、連携して財源を出し合いながら、町おこしをすると思います。現在、観光等

の面で戦略を練っているというのですが、そのためにこんなことを考えているとか、こんなことをやっているというような、考えがありましたらお聞かせ下さい。

●町長
働きやすい環境というの



は最も、これは農業にしても漁業にしても同じでして、先程もお話しした住宅の整備も含めて、まだまだ不足はしておりますけれども、順次進めなければなりません。

ただ問題はですね、ほかでの成功事例がここで必ず成功するかというのはなかなか厳しゅうございます。またTTPに関わる部分との影響もこれから出てまいりますけれども、今のTTPの施策というのは大規模化ということを打ち出しておりますし、逆に小規模で生きていける農業というのがどうなのだろうかという模索もしなければなりません。

また漁業については、なかなか今水揚げの変動また価格の低迷、そういう部分で私は、六次化の部分というものを各関係機関と連携しながら、いかに同じ量でも底上げをしていくかということがこの地域に求められているという風に思っています。そのことが所得の向上にも繋がりますし、この地域の魅力にも繋がるといふことで、やはり、しっかりとこの地域でできることをひたつづつクリアしていくしかないのかなと思います。

企業誘致については、言葉ほどそう簡単なものではございません。寿都よりまだ条件のいいところでも、なかなか北海道の中では企業誘致が進んでいないというのが現実でございます。そして、私は企業といういろいろなコミュニケーションを図ることが大事なことで、これは思いますけれども、これは今何を世の中が求めているのか、その中で寿都は何をしなきゃならないのか、そういうのも含めて企業とのコミュニケーションを大事にしなが、ここの資源、ここの新たなチャレンジをどうすべきかというのも含めて、これは議会議員のみならず、地域の各産業団体のみなさまとも充分協議をしながら、やはり、やるからには成功しなければなりませんので、今度は風車の利益を投資に回せるように、しっかりと世の中全体を分かった中で進めることが大事という風に考えておりますので、この部分についてもやはり積極的に進めなければこの地域は疲弊するということも事実でありますので、しっかりと頑張っていきたいと思えます。

簡単ではないと思います。にぎわいの関係については、イベント毎に行ったり来たりということはできるでしょうけれども、にぎわいだけでこの地域が潤うかと言ったら、そうはなりません。やはり成果を出すには、この仮に南後志三か町村、どう連携することがお互いの町がレベルアップするかというのは本音で議論していかないとなかなかうまくいかないのかなと。またやり方によっては経費の削減というのは可能だと思います。ただこれを利益に結びつけるというのは本当にこれから一自治体だけで処理するというのは、大変厳しい時代だと思いますので、その点についても近隣町村、お互いに所得が上がるようにするにはどうしたらいいのかというのを、本音で議論する必要があるという風には認識しておりますけれども、今答えはこうだというのは、現時点では私は持ち合わせておりませんので、ご勘弁を願いたいと思います。

■再々質問

今町長は本音で議論というのを言われましたが、ぜひ南後志三か町村でそう

いった本音の議論を進めていただければと思います。また、現状のままではこの人口減にストップとはなかなか難しいわけでありまして。今までのようなやり方で人口減や、町の活性化を呼び起こそうとしてもなかなか限界があり、難しい時代であると思います。本町には他市町村にはない風力という財源とエネルギーがあります。これを利用して、今までのような誰か来るのを待つということではなく、積極的に町長・職員共々町のPRに出かけるところが必要だと思いますし、インターネット等で呼びかけるということもできると思っています。これらを含めてもう一度町長が思い描いている、活性化の考えがあればお聞かせ下さい。

●町長

町のPRは大事な話ですし、越前各議員が仰るように、もっともつと積極的に情報を発信して、その中で寿都とタッグを組む企業が出てくれば非常に幸せだと思っておりますので、これは継続的に努力をしてまいりたいと思います。

平成25年第2回臨時議会

平成25年第2回臨時会は4月24日に招集され、会期を1日と定め、条例の一部改正1件と、単行議案2件、補正予算1件を審議し、同日閉会しました。

シヨンプ

代表取締役 小田 篤

◆戸籍コンピュータシステムの取得について・・・
戸籍コンピュータシステムを取得するために議決しました。

◎審議した案件

《条例の一部改正》

◆寿都町税条例の一部を改正する条例・・・原案可決
(賛成7：反対1)

地方税法等の改正に伴い、防災施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として町民税の均等割額を平成26年度から平成35年度までの10年間、年額3千円を500円引上げ、年額3千500円とするものです。(道民税も同様に500円引上げ1千500円となります。)

《単行議案》

◆寿都町風力発電所保守点検委託業務契約について・・・原案可決

寿都町風力発電所11基等の保守点検委託業務を締結するために議決しました。
・契約の方法 随意契約
・契約の金額 8千400万円
・契約の相手方
日立市幸町3丁目2番2号
株式会社パワーソリューション

平成25年第3回臨時議会

平成25年第3回臨時会は5月21日に招集され、会期を1日と定め、条例の一部改正1件と、補正予算2件を審議し、同日閉会しました。

◎審議した案件

《条例の一部改正》

◆寿都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例・・・原案可決
(賛成6：反対1)

地方税法等の改正に伴い、後期高齢者医療制度の創設によって実施している国保税の軽減に係る特例措置を延長するために改正。

《補正予算》

◆平成25年度寿都町一般会計補正予算(第2号)・・・原案可決
(賛成7：反対0)

予算の総額に歳入歳出それぞれ600万8千円を追加し、総額を40億3千436万3千円とするものです。

●補正の主なもの

・民生費(国民健康保険事業特別会計への繰入金) 495万5千円増
・衛生費(風疹予防接種の助成ほか) 105万3千円増

◆平成25年度寿都町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)・・・原案可決
(賛成6：反対1)

国民健康保険加入者の所得が、当初予算で想定していたよりも落ち込み、国民健康保険税の収収不足が見込まれ、この不足分を昨今の景気の低迷等に配慮し、税率の引上げを行わず、一般会計からの繰入額を増額して対応するものです。

●補正の主なもの

・国民健康保険税 (一般被保険者分) 495万5千円減
・一般会計繰入金 495万5千円増

平成25年第4回臨時議会

平成25年第4回臨時会は7月17日に招集され、会期を1日と定め、専決処分の承認(条例の一部改正)1件と、単行議案2件、補正

予算1件を審議し、同日閉会しました。

◎審議した案件

《専決処分の承認》

◆寿都町手数料徴収条例の一部を改正する条例・・・原案可決
・・・・原案可決

戸籍事務のコンピュータ処理に伴い、戸籍関係手数料に全部事項証明書と個人事項証明書を追加しました。

《単行議案》

◆潮路小学校改修工事請負契約・・・原案可決

潮路小学校の改修工事請負契約を締結するために議決しました。

・契約の方法 指名競争入札
・契約の金額 7千271万2千500円
・契約の相手方 寿都町字矢追町50番地4
川島組 代表 川島一恵
工期 平成25年11月28日

・補正の主なもの
・施設費(歌楽(作開)地区配水管移設工事) 400万円増

《補正予算》

◆平成25年度寿都町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)・・・原案可決

予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、総額を1億6千170万円とするものです。

・補正の主なもの
・施設費(歌楽(作開)地区配水管移設工事) 400万円増



4 月

- 22日 後志町村等監査委員会協議会 定期総会（洞爺湖町 木村親志監査委員）
- 24日 平成 25 年第 2 回 臨時会・全員協議会（全議員）
- 26日 参議院議員 徳永エリ セミナー（札幌市 小西議長）
- 27日 参議院議員 長谷川岳 政経セミナー（札幌市 小西議長）

5 月

- 8日 後志総合開発期成会 定期総会（倶知安町 小西議長）
- 9日 国保運営協議会（小西議長・中里総務常任委員長）
- 14日 例月出納検査（木村親志監査委員）
- 21日 平成 25 年第 3 回 臨時会・全員協議会
総務常任委員会（中里委員長、木村眞男副委員長、沢村委員、越前谷委員、小西議長）
- 22日 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会 総会（小樽市 小西議長）
北海道横断自動車道 黒松内・小樽間 建設促進期成会 総会（小樽市 小西議長）
後志総合開発期成会 後志段階要望運動（小樽市・倶知安町 小西議長）
- 23日 寿都商工会 通常総会（小西議長）
- 27日 南部後志町村議会正副議長会 定期総会（寿都町 小西議長、沢村副議長）
- 28日 後志総合開発期成会 道段階要望運動（札幌市 小西議長）
- 30日 後志総合開発期成会 中央段階要望運動（東京都 小西議長）

6 月

- 5日 後志町村議会議長会 役員会・臨時総会（札幌市 小西議長）
北海道町村議会議長会 定期総会（札幌市 小西議長）
- 9日 寿都小学校及び潮路小学校運動会（小西議長、他議員多数）
村田のりとし後援会観桜会（岩内町 小西議長）
- 12日 議会運営委員会（石澤委員長、木村親志副委員長、中里委員、沢村委員、幸坂委員、小西議長）
青森県横浜町議会議員 風力発電視察研修（小西議長）
- 13日 例月出納検査（木村親志監査委員）
- 18日 平成 25 年第 2 回 定例会・全員協議会
- 22日 札幌寿都会 総会（札幌市 小西議長）
- 27日～28日 北海道町村議会議長会主催 議員研修会（札幌市 全議員）
- 28日 中村裕之 衆議院議員を励ます会（札幌市 小西議長）

7 月

- 12日 寿都神社例大祭宵宮祭（沢村副議長）
第 19 回後志町村議会議員パークゴルフ大会（仁木町 議員多数）
- 17日 平成 25 年第 4 回 臨時会・全員協議会（全議員）
例月出納検査（木村親志監査委員）
- 25日 北海道横断自動車道 黒松内・小樽間建設促進シンポジウム（倶知安町 小西議長）
- 27日 歌棄厳島神社例大祭宵宮祭（小西議長）
- 30日 寿都町戦没者追悼式（小西議長、他議員多数）



北海道町村議会議員研修会



後志町村議会議員パークゴルフ大会